少年犯罪被害者の語りにおける 成員カテゴリー化実践

被害当事者の手記分析を通して

Membership Categorization in the Discourse of Victims of Juvenile Crimes : An Analysis of the Notes Written by Persons Involved in Juvenile Crimes

越川葉子

【要旨】本稿の目的は、少年犯罪の被害者遺族による手記を分析対象とすることで、少年犯罪という出来事が被害者遺族にとって、いかなる問題を抱えた出来事として組織化されているかを考察することにある。具体的には、サックスの「成員カテゴリー化装置」を分析枠組みとして用いながら、手記の中で適用されるカテゴリーが、どういったカテゴリーや活動と結びついて(あるいは結びつかないで)語られているかを考察対象とした。なぜなら、被害者遺族がどのようなカテゴリーを用いて自己の経験を記述するのかといったカテゴリー選択の問題と、彼らがどのような現実を構築しているかといった問題は密接に結びついていると考えられるからである。そして、手記にみられるような語りを被害者遺族に要請する、少年犯罪に関するわれわれの知識や理解のあり方を再点検した。

キーリード

少年犯罪、被害者遺族、加害者、成員カテゴリー化装置、手記

1. 問題関心

近年,犯罪被害者の存在が社会的に大きな注目を集めている。その契機となったのは 1995 年に発生した地下鉄サリン事件であり,事件発生以降,犯罪被害者支援を目的とする法制度化が相次いだ¹。少年司法も例外ではなく,2000 年,2007 年と少年法が改正され,被害者への配慮が明文化された。なかでも少年院では生命犯などの犯罪少年を対象に「罪障感の覚せい」や「被害者及びその家族等に謝罪する意識のかん養」を目的とした「しょく罪指導」が導入され,今日で

は「被害者の視点を取り入れた教育」として全国の少年院で実施されるに至っている(矯正協会 2006)。

こういった犯罪被害者をめぐる動向は、国家対加害者という対立構造をとる従来の刑事司法システムからは「蚊帳の外」に置かれていた犯罪被害者に、ようやく適正な権利や支援をもたらしつつある(坂上 2000, 後藤編 2005)。それは他方で、われわれが「犯罪を国家ではなく、個人に対する行為と定義し直し」(浅野 2006, p.144)、そこで何が起きているのかを決める裁量が犯罪被害者にも割り当てられたことを意味する(北澤 2001)²。したがって、犯罪行為を考えるうえで犯罪被害者の存在は必要不可欠であり、犯罪被害者は少なからず社会的な影響力をもつ存在となっている。

犯罪被害者へのまなざしの転換は、司法に限ったことではない。たとえば、被害者学では、犯罪要因の一端を被害者に帰属させる原因論の探求から、被害者の保障や権利の充実をめざす対策論の探求へと転換が図られてきた(諸澤 1998)。しかしながら、被害者の社会的地位や接近方法の転換を試みる被害者学に対して、J. A. ホルスタインと G. ミラー(Holstein & Miller 1990)は、つぎの批判を展開している。すなわち、伝統的な被害者学は客観的に定義可能な被害者の存在を前提としており、われわれが他者を「被害者」として記述する相互行為的な実践によって「被害者」が構築されているという事象に目を向けていないというのである。そして、彼らの指摘をふまえ、どのように被害者が他者との相互行為のなかで「被害者」とみなされていくのか、その過程を記述・分析した研究が日本においても蓄積されている(土井 1998、北澤 2001、佐藤 2001、2003、栗岡 2004)。

そこで本稿は、被害者化過程における人びとの相互行為に着目した先行研究から示唆を得つつ、少年犯罪。の被害者遺族が公的に語るという活動に焦点を合わせたいと思う。しかしながら、本稿のねらいは、被害者遺族が被害者とみなされる過程を明らかにすることにあるわけではない。そうではなく、少年犯罪の被害者遺族が自身の経験を記述・説明することを通して、どのように彼らの現実がわれわれに理解可能な世界として構築されているかを明らかにすることにある。ここで仮説的な見通しを述べるならば、被害者遺族は、われわれが一定の仕方で彼らの経験を理解できるように組織化された語りをしている、ということである。それはまた、おそらく、被害者遺族にとって少年犯罪という出来事がどのように組織化されうるのかという問題にかかわっていると思われる。したがって、本稿は、被害者遺族による語りを通して、少年犯罪という出来事がいかに組織化されているかを考察し、少年犯罪の被害者や加害者に対するわれわれの日常的な知識や理解のあり方を再点検していくこととする。

2. データの利用法と分析視角

(1) 主観的記述としての手記

本稿では、少年犯罪の被害者遺族の手記を分析対象とする。そこで、具体的な分析に入る前に、 手記をデータとして用いるねらいとその分析視角を述べておきたい。

被害者遺族は、その存在の認知にともない、自らの経験を公的に表明する傾向にある。しかしながら、一口に「被害者遺族」といっても個々の被害者遺族を取り巻く状況や事件の様相は異なっており、手記で語られる内容もまた個別的で局所的な事柄である。したがって、手記は、当事

者にしか経験しえない現実をわれわれ非当事者が知るための貴重な情報資源の一つとなる。そのため、社会科学の領域で手記をデータとして扱う場合、そこに何が書かれているのか、つまり記述の内容の客観性や確実性が問われることとなる。

これに対し栗岡 (2004, p.180) は、「手記分析の本来の可能性は質的データの主観性を利用することにある」と指摘する。つまり栗岡は、手記の記述から書き手の主観的な意味世界が観察可能であるという事態に手記をデータとして扱う意義を見いだすのである。栗岡の議論をふまえるならば、手記には、書き手の主観性、すなわち書き手の現実に対する見方が記述されているといってもよいだろう。したがって、本稿が被害者遺族の手記をデータとするねらいは、その記述の内容から個別の状況を読みとるためではなく、彼らの「語り方」、つまり「記述の仕方」に着目するのだということをまずは断っておきたい。

そして本稿は、被害者遺族の「語り方」、そのなかでもとくに、被害者遺族による自己や他者へのカテゴリー化に分析の焦点を合わせていく。なぜなら、被害者遺族がどういったカテゴリーを用いて自己の経験を記述するのかといったカテゴリー選択の問題と、彼らがどのような現実を構築しているかといった問題は密接に結びついていると考えられるからである(Sacks 訳書2004)。では、被害者遺族によるカテゴリーの使用が彼らの現実の構築の仕方と結びつく事態とは、どのように観察可能となるのであろうか。この問いに答える一つの方法が、H. サックスによる「成員カテゴリー化装置」(Sacks 1972b, Sacks 訳書 1995)に見いだすことができるのである。

(2) 成員カテゴリー化にみる概念的結合関係とその観察可能性

サックスは、人びとがいまだカテゴリー化されていない母集団をどうカテゴリー化するかという一般的な問題に直面した際、母集団を「正しく」カテゴリー化するために用いる手続きを「成員カテゴリー化装置」という概念で明らかにした。では、その手続きとは具体的にどのようなものなのだろうか。以下に成員カテゴリー化装置が用いられる日常的な場面を想定しつつ、その概要の説明を試みたい。

たとえば、ここに1組の男女がいたとしよう。この男女は街中で偶然、男性の知人と遭遇した。そして、男性が知人に「僕の妻です」と女性を紹介するならば、女性は男性の「妻」であり、男性は女性の「夫」であるということ、さらにこの男女が「夫婦」であることを知人は理解するだろう。つまり、この「僕の妻です」という男性の説明は、男性がその「妻」の「夫」であること、そして2人が「友人」や「親子」ではなく「夫婦」だということを聞き手に明らかにするのである。

このように、成員をカテゴリー化する手続きは、1人以上の成員からなる母集団の一方の成員をカテゴリー化することで残りの成員もカテゴリー化することができ(一慣性規則)、また、どんな成員もさまざまにカテゴリー化が可能であるにもかかわらず、ある人を特徴づけるには一つのカテゴリーが示されるだけで十分である(経済規則)というカテゴリーの「適用規則」にまずは集約される(Sacks 訳書 1995)。この「適用規則」が相互行為場面でそのつど達成されることにより、その場にいる人びとにとって適切な一つのカテゴリーが示され、われわれは人びとの関係を理解することができるのである。

さらにこの男性と知人のやりとりはつぎのことも明らかにするかもしれない。それは、夫婦が 偶然、夫の知人に出会ったならば、夫は知人に妻を紹介しなければならない、ということである。 なぜなら、たとえ知人と妻が初対面であったとしても、女性が男性の「妻」であることがわかれ ば知人はその場を難なくやり過ごすことができるし、女性もまた自分が「妻」と紹介されることで初対面の相手にその男性の「妻」として適切にふるまうことができるからである。

以上からいえることは、われわれは日常的な相互行為場面で、そのつどその場に適切なカテゴリーを導き出すことができるだけでなく、そのカテゴリーに一般的に期待される活動を推測し、 実践することができるということである(西阪 2001)。そしてまた、カテゴリーと活動の結びつきは、あらかじめカテゴリーが配分する権利と義務の所在を明らかにし、「夫は知人に妻を紹介しなければならない」といった相互行為上の規範的命題として作用するということである。

つまり、サックスが「成員カテゴリー化装置」という概念で明らかにしたことは、人びとのカテゴリー化の手続きにとどまらず、その手続きをみていくことで、諸カテゴリー間の結びつきやカテゴリーと活動の結びつきといった「概念的結合」(小宮 2002, p.153) が観察可能になるということである。そうであるならば、対面的な相互行為場面に限らず、われわれがある事柄を記述する際に用いるカテゴリー化をみていくことで、そこに内包されたカテゴリー間の結合関係や、どういった活動があるカテゴリーと結びつくか (結びつかないか)を明らかにすることができる。たとえば「被害者遺族」というカテゴリーは、どのカテゴリーや活動と結びつくことが一般的に期待されているのか、といった具合にである。

さらに一つのカテゴリーの選択が他のカテゴリーや活動との概念上の関係を同定するという点に着目するならば、自己にどのカテゴリーを適用するかは「自分たち自身の見方を確立し、他者に対してそのカテゴリーを通して自分たちを見るようにしむける」(Sacks 訳書 2004, p.30) 方法にかかわる問題だといえる。つまり、被害者遺族がどのように現実を構築しているかは、その語りにおけるカテゴリーの具体的な使用をみることで明らかになると思われるのである。

そこで、手記の語り手である被害者遺族が自己および他者に対して行うカテゴリー化に焦点をあて、被害者遺族が自己や他者を何者と記述し、どのような活動と結びつけて語っているか検討していくこととする。

3. 手記の記述にみる成員カテゴリー化実践

(1) 予備的な考察

さて、ここで取りあげる手記は「少年犯罪被害当事者」として活動する人びとによって記述されたものである。この名称は、編集者や研究者といった第三者によるものではなく、彼ら自身が名づけたものである。手記の「はじめに」では、つぎのような語りがある。

「私たち被害者遺族は、この会の発足時から、自分たちのことを少年犯罪被害当事者と呼ぶことにしました。被害当事者とひと言でいっても、それぞれの家族のつらさや苦しみは、少しずつ違っています。子どもの最期とのかかわり方もまた、それぞれ違うのです」(少年犯罪被害当事者の会 2002, p.5, 傍点引用者)。

まずこの語りからわかるのは、彼らが「少年犯罪被害当事者」(以下「被害当事者」と表す)であるまえに、「被害者遺族」だということである。「私たち被害者遺族は、この会の発足時から、自分たちのことを少年犯罪被害当事者と呼ぶことにしました」という語りが表すように、彼らは

「被害者遺族」というカテゴリー化が可能であるにもかかわらず、ここでは「被害当事者」というカテゴリーを選択しようというのである。では、なぜ、彼らは「被害当事者」というカテゴリーを選択したのだろうか。本稿がこの語りに着目するのは、被害者遺族自らが「被害当事者」というカテゴリーを選んだこと、さらに、われわれ手記の読み手にとってもこのカテゴリー化が妥当性をもって理解可能であるという事態に重要な意義があると考えるからである。論点を先取りして述べるならば、少年犯罪の被害者遺族は自らに「被害当事者」というカテゴリーを適用することで、「被害者遺族」というカテゴリーに期待される概念上の関係とは異なる事態を語りの中で立ち上げているのではないか、すなわち少年犯罪に対する新たな現実を生みだしているのではないか、というのが本稿の主張である。この点についてはのちに検討することとし、ここではさしあたって「被害当事者」というカテゴリーが、「被害者遺族」というカテゴリーの適用とは異なる現実をつくりだすと仮定し、まずは少年犯罪における「被害者遺族」というカテゴリーが導く概念上の諸関係を考察していこう。

(2) 「被害者遺族」と「被害者」の結合関係

最初に確認しておきたいことは、この語り手が「私たち被害者遺族は」と自らを名ざすとき、われわれは彼らが被害者の家族であり、被害者はすでに他界していると理解可能だということである。このような理解のあり方は、「被害者遺族=亡くなった被害者の家族」といったわれわれの慣習的な知識に基づいて類型化された解釈パターンから導かれる(Garfinkel 1967)。いわば、「被害者遺族」というカテゴリーは、「被害者の死」と概念的に結びついたカテゴリーなのである。では、この語りにおける被害者とは誰のことであるのだろうか。それは「子どもの最期とのかかわり方もまた、それぞれ違うのです」という語りから、家族の中の「子ども」であることが理解できると思われる。すなわち、「被害者遺族」というカテゴリーは、残された家族だけでなく被害者の存在も観察可能にし、被害者の担い手がいない―その存在自体がこの世にいない―ことをも明らかにする。つまり、「被害者遺族」と「被害者」というカテゴリーは、一方の存在が他方の存在を呼び起こす「標準化されたカテゴリーペア」(Sacks 訳書 1995)なのである4。

しかしながら、ここで注意しておかなければならないのは、どのカテゴリーとどのカテゴリーを「標準化されたカテゴリーペア」とみなしうるかは、普遍的に決まっているわけではなく、諸カテゴリーに関する日常的な知識をわれわれがその場に適切なやり方で使用するなかで決まっていくという点である(高山 1995)。したがって、先の語りから導きだされた「被害者遺族―被害者」というカテゴリーペアは、少年犯罪という文脈における諸カテゴリーに関するわれわれの知識の使用と密接に結びついていると考えられる。換言するならば、このカテゴリーペアは、少年犯罪という文脈のなかで用いられる「被害者遺族」や「被害者」というカテゴリーペアは、少年犯罪という文脈のなかで用いられる「被害者遺族」や「被害者」というカテゴリーから慣習的に想起されるさまざまな活動や権利、義務、知識、期待などの「述部」(Eglin & Hester 1997)と結びつきながら、われわれ読み手に妥当性をもって理解されると同時に、一連の語りに理解可能性をもたらすのである。

そして、ここからつぎの問いを導くことができる。「被害者遺族」と「被害当事者」は、異なる 知識体系のもとで用いられるカテゴリーなのではないだろうか。すなわち、少年犯罪の「被害 者遺族」が自らを「被害当事者」と位置づけながら手記のような公的な場でその経験を語るのは、 彼らの経験を「被害者遺族」とは異なる知識体系に結びつける試みなのではないか、という問い である。この問いに答える手がかりとして、少年犯罪という文脈において「被害者遺族」がどのような権利や義務、期待と結びつくカテゴリーであるかを検討していくこととする。

(3) 「被害者遺族 | から「被害者 | への転換

ここで再び、「被害者遺族―被害者」というカテゴリーペアに着目してみよう。先述したように、「被害者遺族」は「被害者」の存在を規範的に呼び起こす一方で、「被害者」がすでに亡くなっていることを明らかにする。それは、本来であれば「被害者」に帰属されるさまざまな権利や義務の担い手が存在しないことを意味する。そして、「被害者」の不在が観察可能となるとき、被害者遺族には「被害者に代わって語る」ことが期待されるように思われる。つまり、自らが受けた被害を第一に語る権利をもつ「被害者」に代わって、カテゴリーペアである「被害者遺族」に公的に語る権利が帰属されると考えられるのである。

以上のような事態から推測されるのは、カテゴリーペアの一方が権利行使の不可能性に直面する場合、他方のカテゴリーの担い手が代わりにその権利を行使することができるということである。さらにいえば、権利が帰属されたカテゴリーの担い手は、その権利の行使が妥当な場面では権利を行使する義務を負うことになるのである。

このような事態については、親が子どもの代弁者となり学校にクレイムを申し立てる場合を想像するとわかりやすいだろう。学校という場における「親」と「子ども」は、一方が他方を規範的に導く標準化されたカテゴリーペアと考えられる。その一方で、学校の中の「子ども」は成長段階にある〈子ども〉でもあるがゆえに学校にクレイムを申し立てるような発言権をもった主体とはみなされにくい。したがって、子どもとカテゴリーペアにある親が子どもに代わって発言権を獲得し、親が学校にクレイムを申し立てることに一定の理解が可能となるのである。

ところが、親が子どもに代わって発言権を獲得したとしても、概念上、親が「子どもになる」ことはないにもかかわらず、被害者遺族は公的な発言権を獲得することで自らが「被害者になる」という事態を生じさせる。たとえば、北澤は「被害者や被害者遺族は被害者になるということによって社会的な発言力を獲得する場合がある」(北澤 2001, p.117, 傍点引用者)と指摘する。また、今日の被害者支援の文脈では「遺族であったとしても被害者本人であったとしても、犯罪によって身体的、性的、精神的、経済的な被害を受けているという意味ではすべて『被害者』である」(後藤編 2001, p.29)と認識されており、わが子の命を奪われるという堪え難い被害を受けた被害者遺族はまさにわれわれの概念上、「被害者になった」ということもできるだろう。

では、もはや被害者遺族が「被害者」として広く認識されているのであれば、なぜ被害者遺族 はあえて自らを「被害当事者」と呼ぶことを選択し、公的に自らの経験を表明する必要があった のだろうか。ここには、少年犯罪の被害者と加害者をめぐる問題があるように思われる。

(4) 少年犯罪における「被害者―加害者 | 問題

さて、ここまでの議論をまとめるならば、少年犯罪という文脈における「被害者遺族―被害者」というカテゴリーペアは、「被害者=子どもの死」を論理的に内包させながら、被害者遺族に亡き被害者に代わって公的に語る権利と義務が配分され、その語りに妥当性と理解可能性をもたらしている、ということであった。そして、本来ならば被害者に帰属された権利を行使する被害者遺族は、「被害者」としてわれわれの前に現れる。そうであるならば、被害者遺族が「被害者」で

はなく「被害当事者」と自らを呼び表すのには、どのような意味があるというのだろうか。ここでは、被害者遺族が「被害者になる」という事態を、少年犯罪という出来事の特徴をふまえながらもう少し詳しくみていきたいと思う。

われわれは、多くの場合、メディアを通して少年犯罪の存在を知る。そして、少年犯罪に関するニュースを見たり読んだりするとき、われわれはすでに「被害者」や「加害者」の存在を所与として認識しているように思われる。しかしながら、ホルスタインとミラー(Holstein & Miller 1990)は、ある人が「被害者/加害者」であるという事実は、その人に「被害者/加害者」としての責任や義務を割り当てる相互行為を通して達成される事態であり、それゆえ、「被害者/加害者」という存在は社会的実践の構築物にほかならないと指摘する。したがって、誰が被害者で誰が加害者であるかを同定する相互行為は、日常の些細なトラブルから司法場面に至るまでじつにさまざまな場面に存在する。さらに、対面的な相互行為場面に限らず、われわれはメディアを通して出来事を見たり読んだりするなかで、「被害者/加害者」の同定に参与していると考えられる。なぜなら、仮に「加害者」が特定さていなくとも、われわれは「被害者」の存在が示されると同時に、他方に「加害者」の存在を規範的に想定し、その逆もまた可能とする文化的装置を用いてメディアを見る実践や読む実践を行っているからである。

このように「被害者/加害者」を責任や義務をめぐる相互行為の構築物と考えるならば、少年犯罪の「被害者/加害者」はいっそう、その地位の確立が危うい存在となる。というのも、少年犯罪では加害者が成長段階にある〈子ども〉であるがゆえに、行為責任を担う主体とはみなされにくく、むしろ社会の被害者として扱われる傾向があり、加害者の地位が空白になってしまうからである。その結果、責任を問うべき加害者の不在という事態に陥り、加害者の他方に位置づく被害者の存在自体もまた曖昧なものとなってしまうのである(北澤 2001)。いわば、被害者遺族は、加害者によって家族の命を奪われたにとどまらず、責任を問うべき加害者の消滅により、被害者の否定という事態に直面する可能性にも晒されているのである。

したがって、少年犯罪という事実を確定する過程では、いかに「被害者」と「加害者」を構築するかが被害者遺族にとっては重要な課題となる。このような状況において被害者遺族は、公的な語りのなかでつぎの事柄に従事していると考えられる。まず、先述したように、被害者遺族の存在を自ら示すことで「被害者遺族」と論理的に結びついた「被害者」の存在を規範的に導くということである。被害者の存在が観察可能になるならば、われわれは他方に「加害者」を探し出すことも可能になる。したがって、被害者遺族が公的に語るという実践は、「被害者遺族―被害者」というカテゴリーペアのみならず、「被害者一加害者」というカテゴリーペアも観察可能にする。しかしながら、「被害者遺族」というカテゴリーは被害者の存在を観察可能にしながらも、そのカテゴリーに論理的に内包された被害者の死によって、「被害者」の担い手がすでにいないことも明らかにする。さらに、「加害者」が少年=〈子ども〉であるために、「加害者」カテゴリーと慣習的に結びつく権利や義務の適切な担い手とみなされず、加害者不在の事態も招くことになる。そこで、被害者遺族が被害者に代わって自らが公的に語る権利を得ると同時にその権利を行使することで「被害者」となり、「被害者」と対関係をなす「加害者」の存在を浮き彫りにするのである。

しかしながら、被害者遺族が被害者として語ることには、ある困難がともなうように思われる。 そして、被害者遺族が直面する困難を回避する方法の一つが、「被害当事者」カテゴリーの選択

4. 「被害当事者」カテゴリーの適用手続き

(1) 被害者=〈おとな〉と加害者=〈子ども〉の非対称性

では、少年犯罪の被害者遺族が被害者として語る際に直面する困難とは、どのようなものなの だろうか。つぎの語りを見てほしい。

「私たち被害者が何かものをいうと、少年に対して厳罰を望んでいるというふうにとらえられがちですけれど、いくら考えてみても一三歳の加害児童に死刑を望む気持ちなんてありません。ただ、息子が殺されたことに変わりはないんです。殺したのがおとなであれば、むごいことをする、あんなやつは死刑にしろ、と声があがりますよね。ひるがえって私たちの事件では、総じて子どもがやったことじゃないか、許してやれと、むごい殺され方をしたのに、被害者にとっては堪え難い声が世間から寄せられるんです」(後藤編 2001, pp.78-79, 傍点引用者)。

まず、この語り手は自らを「私たち被害者が」と同定する。そして、「私たち被害者が何かものをいうと、少年に対して厳罰を望んでいるというふうにとらえられがち」だという語りからは、「被害者が何かものをいう」ことが「少年に対する厳罰の要求」と結びつけて理解される傾向にあることがわかる。ところが、「殺したのがおとなであれば、むごいことをする、あんなやつは死刑にしろ」との声がある一方で、この被害者には「総じて子どもがやったことじゃないか、許してやれ」との声が世間から寄せられるという。このような世間の声は、〈おとな〉であれば「死刑」、〈子ども〉であれば「許し」というように、〈おとな〉と〈子ども〉それぞれのカテゴリーに慣習的に期待される対応を被害者に要請するものである。もちろん、〈おとな〉であるからといって死刑でよいかどうかは別に議論を要する問題ではあるが、この語り手を苦しめているのは、被害者として何かをいえば少年への厳罰要求とみなされがちな反面、息子の命を奪った加害者が13歳の〈子ども〉であったがために、「〈おとな〉であれば死刑にするところでも〈子ども〉なのだから許すべきだ」といった規範的命題を被害者に帰属させる世間の声にあるとひとまずいえるだろう。さらに、「総じて子どもがやったことじゃないか、許してやれ」との世間の声からは、「〈おとな〉は〈子ども〉のやったことを許すべきだ」という、やはり〈おとな〉と〈子ども〉の間で規範的に

は〈子ども〉のやったことを許すべきだ」という、やはり〈おとな〉と〈子ども〉の間で規範的に導かれる対応を世間が被害者に要請していることがうかがえる。つまり、被害者は〈おとな〉であり、一方の加害者は〈子ども〉であるがゆえに、〈おとな〉である被害者に「子どもがやったことじゃないか、許してやれ」との声を向けることが正当化されるのである。以上からいえることは、加害者が〈子ども〉であるというだけでなく、被害者は概念上、〈おとな〉と結びつくため、「被害者は加害者を許すべきだ」という規範的命題が被害者を苦しめる世間の語りを生みだしているということである。

このように、少年犯罪の加害者は、概念上、〈子ども〉と結びつく一方で、被害者遺族は〈おとな〉と結びつくため、被害者遺族が「被害者になる」という事態は、被害者と加害者の間に〈おとな〉と〈子ども〉という非対称的な関係を内包することになる。したがって、被害者が加害者を非難

する権利は脅かされ、かわって加害者を許すことが期待される。つまり、被害者遺族が被害者として語ることの困難は、〈おとな〉と〈子ども〉をめぐるわれわれの概念上の知識が参照されるなかで、加害者に言及しなければならないことにある。とここでは指摘しておきたい。

(2) 権利の帰属もしくは分離手続きによる概念関係の変更

先の語り手の事件は、13歳という加害者の年齢が〈子ども〉の側面をより際立たせ、被害者と加害者の間に〈おとな〉と〈子ども〉という非対称性を色濃く反映しているとみることもできるだろう。では、加害者が〈おとな〉と〈子ども〉の境界上にあるような場合は、どうであろうか。もう一人の被害者遺族の語りを見てみよう。

「僕はこの少年に対しては徹底的に叩く権利があると思ってます。この少年の人生を奪ってもいいと思ってます。だけど逆送され、成人同等の刑事裁判が開かれた以上、その少年の父親だったり母親だったりそのご家族の将来を壊す権利は僕にはないと思うんですよね」(後藤編 2001, p.128, 傍点引用者)。

この被害者遺族は、加害者である少年を「徹底的に叩く」権利、さらには「人生を奪う」権利が自分にはあるという。換言するならば、このように語ることで、少年を「徹底的に叩く」権利と「人生を奪う」権利を被害者遺族である語り手自身に帰属させるのである。その一方で、「成人同等の刑事裁判が開かれた以上、その少年の父親だったり母親だったりそのご家族の将来を壊す権利は僕にはない」という語りでは、少年の父親や母親、家族の将来を壊す権利を自分から引き離す試みを行っているのである。

この少年は事件当時 18 歳だったため,成人と同様に刑事裁判が開かれ,司法手続き上、〈おとな〉として扱われている。つまり、司法手続き上は、少年 = 〈おとな〉と認識可能であるため、被害者遺族と少年は〈おとな〉と〈おとな〉という対称的な関係に立ち、加害者側の責任から親やその家族を切り離す一方で、被害者遺族が加害者本人を「徹底的に叩く」権利や「人生を奪う」権利を主張することが可能となり、このような被害者遺族の主張を妥当性のあるものとして聞くことができると考えられるのである。

これら二つの語りからは、加害者が〈おとな〉と〈こども〉どちらの概念と結びつくかによって、被害者遺族が主張できる権利の違いを生みだしていることがわかる。たとえ前節の語り手のように、語りの中で自らを被害者と同定し加害者に言及するとしても、両者の間から〈おとな〉と〈子ども〉という概念上の関係を切り離すのは困難であり、われわれもこのような関係を参照しながら被害者遺族の語りを理解している。したがって、仮に、加害者を〈おとな〉とみなすならば、後者の語り手のように、被害者遺族に帰属・分離する権利の明確化という手続きを被害者遺族自身が語りの中で示さなければならないのである。

そして、少年犯罪の被害者遺族をめぐるこうした状況があるなかで、「被害当事者」というカテゴリーの選択は、被害者遺族と加害者の間に内包された〈おとな〉と〈子ども〉という概念を切り離す一つの手続きを実践しているのではないかと本稿は考えるのである。では、その手続きとは、どのようなものなのだろうか。

(3) 「加害者の親 | への非難と〈子ども〉概念の切り離し手続き

つぎに、被害者遺族と加害者の間に内包された〈おとな〉と〈子ども〉という概念を切り離す手続きを具体的に検討していく。そこで、ここでは「被害当事者」と自らを名づける人びとの語りに立ち戻りたいと思う。被害当事者の手記の中では加害者と加害者の親の謝罪をめぐる語りが繰り返し登場する。以下はその一つである。

「加害者や加害者の親は、ひたすら謝りつづけるのだろうと思ってました。そやけど違った。人の大事な子を殺しておいて知らん顔です。いつかは謝罪があるだろうと三年近く待って、それでも謝罪がないから、期限ぎりぎりに民事裁判を起こしました」(少年犯罪被害当事者の会 2002, p.63, 傍点引用者)。

冒頭の一文からわかるのは、「加害者や加害者の親から謝罪がない」ことに被害当事者はいら立ちと不信感を募らせているということである。そして、ここで着目したいのは、被害当事者が加害者のみならず加害者の親にも謝罪を求めることで、犯罪行為の責任の一部を加害者の親に帰属している点である。当然のことながら、謝罪によって加害者の罪が許されるわけではない。しかしながら、「いつかは謝罪があるだろう」といった語りは、「加害者や加害者の親は謝罪をするべきだ」という規範的命題に基づいた推測が実現されることへの期待を志向している。その一方で、謝罪などしてほしくない、謝罪は受けないという被害当事者がいることも事実であるが、あえて「謝罪はいらない」と被害当事者が言わなければならないのもまた、「加害者や加害者の親は謝罪をするべきだ」という規範的命題が存在するからであるといえよう。つまり、「謝罪をする」ことは、加害者や加害者の親と規範的に結びついた活動であるがゆえに、被害当事者は「謝罪がない」ことを非難できるだけでなく、あらかじめ「謝罪などいらない」と主張することもできるのである。

さらに、本来ならばあるべき謝罪がないという語りは、一人の〈子ども〉の親として道徳的ともいえる規範に違反した事態として観察可能となるため、相手の親を「加害者の親」と名ざし、加害者の責任を帰属させる他者としての妥当性をもたらす。なぜなら、ある行為が「違反」とみなされるということは、その行為の担い手から適切な行為を遂行する資格や能力が剥奪されるということでもある。ここから、被害当事者が加害者や加害者の親の謝罪の有無に関する語りは、二つの作用をもつと指摘することができる。第一に、「加害者の親」を、加害者の親という社会的な立場を指示する用語としてではなく、〈子ども〉の親としての違反行為(=謝罪がない)と結びつくカテゴリーとして立ち上がらせることである。そして、第二に、「加害者の親」が〈子ども〉の親の違反行為と結びつくことで、「加害者の親」から〈子ども〉の親に期待される資格や能力を剥奪することである。それは他方で、加害者の少年が、われわれの期待する〈子ども〉ではないということを推測可能にする。そして、本稿はこの二つの作用に、加害者から〈子ども〉の親としての資格や能力を剥奪することは、一人の〈子ども〉の親としての違反を犯すような人の子どもだからこそ、加害者になったといった因果関係の妥当性を導き、加害者の加害者性をより強調することになるからである。

以上からいえることは、被害当事者が、加害者と加害者の親を非難する際に参照するカテゴリ

ーは、〈子ども〉と結びついた「加害者」ではなく、一人の〈子ども〉の養育に失敗した「加害者の親」と、その結果として、われわれが期待する〈子ども〉にはなりえなかった「加害者」だということである。このように、加害者だけでなく、加害者の親も非難の対象とする語りは、加害者の親の違反行為を観察可能にするだけでなく、〈子ども〉の親がもつべき資格と能力が剥奪された「加害者の親」と、その帰結としてわれわれの期待する〈子ども〉ではない「加害者」の存在を示すのである。

では、被害当事者が加害者と加害者の親を非難する語りと、彼らが「被害者遺族」ではなく「被害当事者」というカテゴリーを選択することには、どのような関連性があるのだろうか。「被害当事者」というカテゴリーは、他方に「加害当事者」の存在を導くと考えられる。すなわち、被害者遺族が「被害当事者」というカテゴリーを自らに適用することで、「被害当事者」のカテゴリーペアである「加害当事者」の存在を語りの中に引き出すのである。しかしながら、ここで問題となるのは「当事者」とは誰か、言い換えるならば、さきの語りの中で「加害当事者」とは誰かということである。加害者と加害者の親を「謝罪がない」と非難する語りは、加害者の親にも加害者が犯罪行為へ至った責任を帰属していた。このような責任の帰属は、加害者の親に、加害者が引き起こした犯罪行為への責任を認め、当事者性を付与するものでもある。つまり、加害者のみならず、加害者の親もまた「加害当事者」の一員として妥当性がもたらされるのである。一方で、「被害当事者」と自らをカテゴリー化する被害者遺族もまた、加害者と加害者の親をメンバーに含む「加害当事者」を他方に配置することで、被害者とその家族を内包する被害者遺族を「被害当事者」とカテゴリー化することに妥当性をもたらすのである。すなわち、「被害当事者」というカテゴリーの選択は、加害者以外の他者に加害者性を付与する語りを適切なものとすると同時に、被害当事者というカテゴリーの選択自体をそのような語りを通して適切なものにするのである。

(4) 「被害当事者」による少年犯罪という出来事の組織化

さて、これまでの議論では、少年犯罪の被害者遺族は、加害者との間に〈おとな〉と〈子ども〉という概念が内包されているため、たとえ自らを被害者と同定しても〈子ども〉である加害者に非難の言葉を向けることは困難であり、加害者が〈子ども〉であるがゆえに世間からは加害者を許すことが要請されると指摘した。この点から、加害者のみならず被害者に帰属される活動の妥当性をめぐって、〈おとな〉と〈子ども〉をめぐるわれわれの概念上の知識が参照されるという事態に、少年犯罪という出来事の組織化にともなう一つの特徴を見いだすことができるだろう。

このような特徴からいえることは、少年犯罪の被害者遺族が、彼らの直面する現実を自らの手で変えようとするならば、被害者や加害者と結びつく〈子ども〉と〈おとな〉という概念上の連関の変更を試みることが一つの方法となるのではないか、ということである。そして、本稿は、被害者遺族が「被害当事者」として公的に語り、加害者や加害者の親に「謝罪がない」という非難の語りを向けることが、概念上の連関の変更を試みる一つの方法であると考える。なぜなら、加害者の親による〈子ども〉の養育の失敗を志向する語りは、加害者がわれわれの期待する〈子ども〉ではないとの推論と結びつき、加害者から一般的に想定される〈子ども〉概念が切り離され、被害当事者が加害者と加害者の親の責任を追求することを可能にすると考えられるからである。

ここで付言しておきたいことは、被害当事者は加害者から〈子ども〉概念を切り離す手続きを 意図的に用いているとか、加害者の親への責任追及は当然であると述べたいわけではないという ことである。加害者が〈子ども〉である少年犯罪では、法的な行為責任を加害者に問うことはできないために、誰に責任を帰属させるかがその出来事の構造自体を左右させる大きな問題となる。それゆえ、個々の事例が置かれた状況にかかわりなく、〈子ども〉と〈大人〉あるいはまた親子関係を参照することで、われわれはつねに責任の配分をめぐる語りを生みだしているのである。

本稿では、加害者と加害者の親への非難の語りを取りあげたが、しばしば、被害当事者は警察・学校・地域・少年法などにも非難を向ける。その際、被害当事者は非難という活動を通して、非難の対象となるカテゴリーの担い手から期待する応答が「ない」ことを観察可能にする。つまり、被害当事者による非難の語りは、非難の対象に期待される規範的もしくは道徳的な行為の違反を示し、加害者やその親のみならず、警察・学校・地域・弁護士そして少年法など多様なカテゴリーを少年犯罪の当事者として配置する可能性を開くで、すなわち、被害当事者は、その語りの中で、さまざまなカテゴリーの担い手の違反行為を志向することで、少年犯罪という出来事が、多様なカテゴリーメンバーを当事者として含みうることをわれわれに明らかにしているといえよう。

5. おわりに

本稿は、ドキュメントデータにおける「被害者遺族」や「被害当事者」といったカテゴリーの使用方法に着目し、カテゴリーとカテゴリーの結びつきや、カテゴリーと活動の結びつきを明らかにしてきた。このような分析枠組みは、単にカテゴリーに付随するわれわれの常識的な知識のありようを指摘するだけで、なんら新たな知見を導くものではないと思われるかしれない。しかしながら、ドキュメントデータに限らず、われわれの日常言語を用いたさまざまな記述が、常識的な知識の用いられ方によって成立しているのであれば、記述を行う者がどのような知識を用いているかをまずは明らかにすることで、これまでとは別の記述の仕方を探求する可能性がそこにはあるように思われる。そして、ある出来事の記述を支える知識のあり方自体が、時に当事者を苦しめているのだとすれば、その苦しみから解放する方法として、記述の変更は有効な手立てになると考えられるのである。すなわち、本稿の関心に引きつけるならば、カテゴリーとカテゴリー、カテゴリーと活動の結びつきの変更が、部分的であるかもしれないが、少年犯罪という出来事に抱くわれわれの通念を変える可能性をもつということである。

註

- 1 2000 年に「犯罪被害者保護関連法」をはじめとする被害者関連法案の制定・改正が行われ、2004 年には「犯罪被害者等基本法」が成立した。また、2008 年 7 月には「犯罪被害者等給付金等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が施行され、さらに 2008 年 12 月からは被害者の刑事裁判への参加が認められた。
- 2 「そこで何が起きているのか」という事実認定をめぐって、新たなカテゴリーメンバーが導入されるということは、事実認定にかかわる権利や義務の割り当てにも変化が生じ、従来とは異なる出来事の構図を生みだすことになる。その意味で、犯罪被害者の司法への参与は、出来事をめぐる新たなカテゴリーメンバーの参入や問題解決の方法が妥当性をもって承認されるということでもあり、新たな現実が立ち上がることを意味するといえよう。
- 3 「少年犯罪」とは通常, 14 歳以上 20 歳未満の少年による法に違反する行為をさす。本稿で取りあげた 被害者遺族のなかには加害者が 14 歳未満のケースも含まれるが、すべて「少年犯罪」として扱ってい る。なぜなら、ある事象が「少年犯罪」であるか否かは、加害者の年齢に限らず人びとの言語活動に

- おけるカテゴリーメンバーとその活動の記述にかかわる問題であるというのが本稿の立場だからである。この点については、本稿の3節を参照されたい。
- 4 本稿が「存在」という場合、「被害者」カテゴリーの担い手が実際にいるということではなく、あくまで「被害者遺族」というカテゴリーの他方に「被害者」というカテゴリーが概念上、導き出されるということである。
- 5 たとえば、大貫・松木(2003, p.71) は、新聞記事の中である人物を殺害した「犯人」の存在に言及することが、殺人事件という出来事にかかわる人びとのカテゴリー集合の中から「犯人」と対関係にある「被害者」という成員カテゴリーの存在を規範的に呼び起こし、記事の中の誰が「被害者」であるかを観察可能にすると指摘する。つまり、殺人事件という文脈において「犯人」が言及されるならば、私たちは「被害者」(すでに死亡)を想起するという文化的装置を使用しながら新聞記事を読んでいるのである。
- 6 少年犯罪に限らず、加害者の責任能力が問われる場合や加害者が無罪を主張する場合も同様の事態が 考えられる。
- 7 「加害当事者」は多様なカテゴリーメンバーと結びつくのに対し、「被害当事者」と結びつくのは、被害者とその家族であると思われる。今後、新たな語りの登場により被害当事者に含まれるカテゴリーメンバーの変更の可能性もあるが、そのメンバー性は非常に限定されている。それゆえ、被害当事者には支援者が必要なのである。

〈引用文献〉

- 浅野正, 2006, 「修復的司法プログラムの評価研究――被害者・加害者の満足感, 被害弁償及び再犯――」 『犯罪と非行』第 150 集, pp.122-149.
- 土井隆義, 1998,「加害者としての少年, 被害者としての少年——ある対教師暴力事件をめぐる記述の政治学」『犯罪社会学研究』第23号, pp.90-112.
- Garfinkel, H., 1967, "Common sense knowledge of social structures: the documentary method of interpretation in lay and professional fact finding", pp.76-103, *Studies in Ethnomethodology*, Garfinkel, H., Polity Press.
- 後藤弘子 編著、2005、『犯罪被害者と少年法』明石書店。
- Hester, S. and Eglin, P., 1997, "The Reflexive Constitution of Category, Predicate and Context in Two Settings", p.25-48, *Culture in Action : Studies in Membership Categorization Analysis*, Hester, S. and Eglin, P. (eds) International Institute for Ethnomethodology and Conversation Analysis & University Press of America.
- Holstein, J. A. and Miller, G., 1990, "Rethinking Victimization: An Interaction Approach to Victimology", Symbolic Interaction, vol.13, no.1, pp.103-122.
- 北澤毅, 2001,「少年事件における当事者問題――カテゴリー配置をめぐる言説と現実――」中河伸後・ 北澤毅・土井隆義 編,『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版, pp.114-132.
- 小宮友根, 2002, 「成員カテゴリー・結合の論理・性別秩序――『性差別のエスノメソドロジー』再考――」 『現代社会理論研究』第 12 号, pp.147-160.
- 栗岡幹英, 2004, 「ドキュメントを用いた調査――冤罪の被害者の手記分析」宝月誠・森田洋司 編著, 『逸 脱研究入門――逸脱研究の理論と技法――』文化書房博文社, pp.160-186.
- 矯正協会、2006、『矯正教育の方法と展開――現場からの実践理論』矯正協会。
- 諸澤英道,1998,『新版被害者学入門』成文堂。
- 西阪仰, 2001, 『心と行為』岩波書店。
- 大貫挙学・松木洋人, 2003, 「犯行動機の構成と成員カテゴリー化実践――いわゆる『足利事件』における精神鑑定をめぐって――」『犯罪社会学研究』第28号, pp.68-81.
- Sacks, H., 1972a, "An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology", pp. 31-74, note, pp. 430-431, Sudnow, D. (ed), *Studies in Social Interaction*, New York: Free Press. (= 1995, 北澤裕・西阪仰 訳,「会話データの利用法――会話分析事始め」『日常性の解剖学』マルジュ社, pp.93-173.)
- ———, 1972b, "On the Analyzability of Stories by Children", pp.254-270, Coulter, J. (ed), 1990, Ethnomethodological sociology, Edward Elgar.

坂上香, 2000, 「『加害者対被害者』を超えて」 『世界』 第673号, 岩波書店, pp. 259-274.

佐藤恵, 2001,「犯罪被害者のアイデンティティ管理――被害者の社会学に向けて――」『年報社会学論集』 第14号, pp.63-75.

———, 2003,「犯罪被害者の『回復』とその支援——交通犯罪被害者遺族における被害者化過程の事例 研究を通して——」『犯罪社会学研究』第28号, pp.96-109.

少年犯罪被害当事者の会,2002,『話を,聞いて下さい』サンマーク出版。

高山啓子, 1995, 「メディアにおける日常的知識の使用――カテゴリー化の実践――」『文化の社会学―― 実践と再生産のメカニズム』有信堂高文社, pp.142-160.